

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：商工労働部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課 (地方機関)の名称	備 考
						名称	金額		
令和5年度離職者等再就職訓練(パソコンも学べる経理事務科)業務委託	R5.6.20	有限会社Willさんいん 松江市朝日町498松江センタービル8F	4,290,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単価契約
島根県IT産業振興トレンドリサーチ・プロジェクト事業業務	R5.6.5	株式会社日本総合研究所 東京都品川区東五反田2-18-1	4,991,800	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			産業振興課	
令和5年度専門高校の生徒を対象としたIT人材育成に係る 支援業務の委託契約締結(浜田商業高等学校)	R5.6.16	株式会社e-Front 東京都新宿区新宿1-16-10 コスモス御苑ビル5F	3,993,000	第167条の2第1項第2号	本業務の運営にあたっては、以下の理由から(株)e-Frontが 唯一の実施先と考えられる。 ・本業務は、顧客の考え・行動の検証を通じて課題を発見 し、IT導入を含む解決策を提案できる力を習得するため、顧 客の課題や行動の仮説作成及び顧客へのインタビューを踏 まえた仮説検証など、極めて専門性の高い理論を指導する 必要があるが、同社はこうした仮説検証のプロセスに精通し ていることに加え、県西部において県立大学、浜田医療セン ター附属看護学校及び遼摩高等学校など、教育現場での 豊富な指導実績を有している。 ・本事業は以下の理由により3年程度は同じ企業が受託す ることが望ましい。(前回コンペR4年度) ①長期間に渡り高校の授業の運営を行うため、一定の経験 値が必要。 ②教材の準備等の負担が大きい。 ③高校生の入学から卒業までと同じ3年間を同一企業が受 託することで、生徒の成長に応じた的確な指導を行うことが できる。(同校教員、保護者からの要望)			産業振興課	
令和5年度「中学生ものづくり体験教室」事業業務	R5.6.5	島根県技能士会連合会 松江市西嫁島1-4-5	3,471,840	第167条の2第1項第2号	多職種の優れた技能士を学校現場に指導者として派遣で き、事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。			雇用政策課	
「観光実践」学生フィールドワーク企画運営業務			5,999,246	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でない、目的を達しえない			観光振興課	